

全体についての消防計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、統括防火管理者が、_____の全体についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、_____に居住し、勤務し又は出入りするすべての者に適用するものとする。

(管理権原者の責務)

第3条 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務についての一切の責任を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 管理権原者は、各々が定めた防火管理者の作成する消防計画（以下「事業所の消防計画」という。）に基づき、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行する。
- (2) 管理権原者は、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせる。
- (3) 管理権原者は、統括防火管理者が防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるように協力し、業務を適切に遂行するために必要な権限を統括防火管理者に付与する。
- (4) 管理権原者は、統括防火管理者に対し、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の内容について説明する。
- (5) 管理権原者は、統括防火管理者に対し、防火対象物の位置、構造及び設備の状況その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項について説明する。
- (6) 管理権原者は、統括防火管理者を定めたときは、大竹市消防長に届け出る。

(防火管理者の責務)

第4条 防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、この全体についての消防計画に適合するように、事業所の消防計画を作成し、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告又は統括防火管理者の承認を受ける。

- (1) 防火管理者に選任又は解任されたとき
- (2) 事業所の消防計画を作成又は変更するとき

- (3) 防火対象物の法定点検の実施及び結果について
- (4) 消防用設備等の法定点検の実施及び結果について
- (5) 建物等の定期検査の実施及び結果について
- (6) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき
- (7) 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき
- (8) 臨時に火気を使用するとき
- (9) 大量の可燃物の搬入及び危険物の貯蔵・取扱いを行うとき
- (10) 客席又は避難通路の変更を行うとき
- (11) 用途を変更するとき
- (12) 内装改修又は改築等の工事を行うとき
- (13) 催物を開催するとき
- (14) 事業所の消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
- (15) 事業所の消防計画に定めた訓練を実施するとき
- (16) 防火管理業務の一部を委託又は防火管理者の業務を委託するとき
- (17) 消防機関が行う検査等の実施及び結果について
- (18) 統括防火管理者から指示された事項を履行したとき
- (19) その他火災予防上必要な事項

第2章 全体についての防火管理業務等

（管理権原者の権原の範囲）

第5条 防火対象物の各管理権原者の当該権原の範囲については、別記のとおりとする。

（消防用設備等の法定点検）

第6条 消防用設備等の法定点検について、各管理権原者は、点検に必要な場所への立ち入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう協力する。

（放火防止対策）

第7条 統括防火管理者は、次の放火対策を推進する。

- (1) 建物内外の可燃物等の除去
- (2) 物置、空室、雑品倉庫等の施錠管理の徹底
- (3) 挙動不審者への声掛け
- (4) 死角となりやすい廊下、洗面所等の可燃物の除去

（避難施設等の維持管理及びその案内）

第8条 統括防火管理者は、次により、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を適正に管理する。

- (1) 廊下、階段、避難口、通路等の避難施設
 - ア 避難の障害となる設備又は物品を設けない。
 - イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持する。
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。
- (2) 安全区画、防煙区画の維持管理
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。
 - イ 閉鎖の障害となる設備又は物品を設けない。
- (3) 防火管理者は、従業員、来客者、児童、生徒、その他の在館者（以下「従業員等」という。）に避難口及び避難階段の位置を把握させるために、必要に応じて避難経路図等を掲出する。

第3章 自衛消防活動

（自衛消防活動等）

第9条 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、統括防火管理者、防火管理者及び従業員等は次により相互に連絡、協力して火災、地震その他の災害に対応する。

- (1) 火災を発見した者は、直ちに消防機関(119番)へ通報するとともに、統括防火管理者及び防火管理者等に報告する。
- (2) 火災発生現場の近くにいる者は、相互に協力して初期消火を行う。
- (3) 事業所の消防計画において初期消火の任務を担当している者は、統括防火管理者の指揮下で、相互に協力して消火活動を行う。
- (4) 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、従業員等を安全な場所へ避難誘導する。
- (5) 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、避難誘導の際に、負傷者及び逃げ遅れた者等の把握に努め、知り得た情報を当該事業所の防火管理者及び統括防火管理者に報告する。

（消防隊に対する情報提供）

第10条 統括防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を _____ に配置する。

- (1) 消防用設備等設置計画書、消防用設備等設置届出書、防火対象物使用開始届出書等
- (2) 火気使用設備器具等の位置、構造等の状況を示した図
- (3) 緊急連絡先一覧
- (4) 防火管理維持台帳又は維持台帳

2 統括防火管理者、防火管理者及び従業員等は、初期消火及び避難誘導等の自衛消防隊の活動状況、並びに、出火場所、出火原因、逃げ遅れ及び負傷者発生の有無等の当該災害に関して知り得た情報を消防隊

に対して情報提供する。

(消防隊の誘導)

第11条 火災、地震その他の災害が発生した場合は、消防隊を誘導するため、防火対象物の_____に誘導員を配置する。

第4章 震災対策

(震災予防措置)

第12条 防火管理者及び火元責任者は、地震等の災害を予防するため次の事項を行うこと。

- (1) 建物、建物に付随する施設等（看板、窓ワク、外壁等）及び建物内の家具等の倒壊、転倒、落下の有無の検査し必要に応じて補強する。
- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査し必要に応じて補強する。

(地震に備えての準備品)

第13条 防火管理者は、地震に備えて次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 携帯ラジオ
- (3) その他必要なもの

(地震時の活動)

第14条 統括防火管理者、防火管理者及び自衛消防隊は、地震時において次の措置を行う。

- (1) 統括防火管理者は、防火対象物全体の被害状況を把握し、防火管理者に周知するとともに、必要な措置を行わせる。
- (2) 防火管理者は、事務所の被害状況及び活動状況を把握し、自衛消防隊に必要な措置を行わせるとともに、統括防火管理者に報告する。又関係防災機関（消防署等）からの情報を積極的に収集する。
- (3) 被害のない事務所又は活動の終了した事務所の自衛消防隊は、被害が発生している事業所の自衛消防活動に協力する。
- (4) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
- (5) 集結場所は_____とし、避難場所は_____とする。
- (6) 避難場所への避難開始は、防災機関の避難命令又は各自衛消防隊長の命令により行う。

(地震後の安全措置)

第15条 統括防火管理者、防火管理者及び火元責任者は、地震後の災

害を予防するため次の事項を行うこと。

- (1) 統括防火管理者は、復旧作業者に対し、消火器具の準備、避難経路の確認を行わせた後、復旧作業を行わせる。
- (2) 統括防火管理者は、建物の使用再開するときは、安全管理体制を確立するとともに、再開の時期等を各事業所に周知する。
- (3) 防火管理者は、建物、火気使用設備器具等の点検、検査を火元責任者に行わせ、その結果を防火管理者に報告し、その安全を確認後、使用を開始する。

第5章 防災教育及び訓練

(防災教育の内容)

第16条 統括防火管理者が実施する教育は、防火対象物の全体についての訓練時にあわせて実施し、その内容は次による。

- (1) 全体についての防火管理に係る消防計画の内容の周知
- (2) 各事業所の権原の範囲とその責務
- (3) 自衛消防隊の編成とその任務
- (4) 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理
- (6) 地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項
- (7) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

(自衛消防訓練)

第17条 統括防火管理者は、防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練等を__月の年__回実施するものとする。

(自衛消防訓練の通知)

第18条 統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合には「自衛消防訓練通知書」により、大竹市消防長に通知するものとする。

付 則

この消防計画は令和__年__月__日から実施する。

別記

防火対象物の管理権原者の権原の範囲

所有者 (法人の場合は名称及び代表者氏名)		所有部分	権原の範囲		
番号	管理権原者 名称 (店舗名)	権原の範囲	番号	管理権原者 名称 (店舗名)	権原の範囲
平 面 図					
階層			階層		